税 務

インボイスで重要性増す委託販売該当性

仕入税額控除不可の場合、委託販売に当たるか否かで税負担に大きな差

|安||

インボイス制度の導入に伴い仕入 税額控除が取れないケースが増え る中、委託販売に該当するか否か で税負担に大きな差も。今後は委 託販売か通常の売買かを検討する ことがより重要に。

委託販売とは法律上の概念ではなく、一 般に本人(委託者)が他人(受託者)に手 数料を払って商品の販売を委託する取引形 態をいう。私法上は代理商、問屋等が委託 販売の受託者とされることもある。消費税 上は、委託販売における受託者は、顧客か ら支払いを受ける資産の譲渡の対価ではな く、委託者から支払を受ける役務の提供の 対価 (委託販売手数料等) を課税標準とし て計上するのが原則的な取扱いとされる (消基通10-1-13)。ただ、委託販売の 受託者が問屋である場合、受託者が資産の 譲渡の"当事者"になると判断した裁判例 もあり(大阪地裁平成25年6月18日判決)、 同じ委託販売でも、その法的性質に応じて 消費税の課税関係は異なる。上記通達も、 課税資産の譲渡のみを委託されている場合 には、受託者において、顧客から支払いを 受ける資産の譲渡の対価の額を課税標準と し、委託者に支払う金額(手数料相当額を 控除した額) を課税仕入れに係る対価の額 とすることも差し支えないとしている。い ずれにせよ、仕入税額控除が認められる場合には、委託販売であるか否かで税負担に 差は生じない。

一方、仕入税額控除が認められない場合 には税負担が大きく変わる。その例として 挙げられるのが、令和5年9月5日裁決(東 裁(諸)令5第15号)だ。請求人は、請求 人の店舗に複数の取引先が持ち込んだ貴金 属等を請求人の顧客に販売する取引につい て、顧客から支払いを受ける販売額を消費 税の課税標準に含め、取引先に支払う購入 額を課税仕入れに係る支払対価の額に含め て消費税等の申告をしたところ、帳簿保存 要件(消法30⑦)を満たしていないとし て仕入税額控除を否認された。請求人は、 当該取引は委託販売であり、販売額から購 入額を控除した差額のみが役務の提供の対 価として消費税の課税標準になると主張し たが、審判所は、委託販売であれば、通常 は請求人が商品の販売を受託する旨、手数 料報酬額などの合意事項の記載があってし かるべきところ、本件の取引関係書類には これらの記載がなく、むしろ「買取り」等 の記載があったことから、当該取引は委託 販売ではなく売買であり、顧客への販売額 が課税標準となるとした。インボイス制度 導入に伴い仕入税額控除が認められない ケースが増える中、今後は委託販売に該当 するか否かの検討がより重要となろう。